

明治中期における住民の価値意識と教育要求

— 愛知県東春日井郡の事例 —

濱田 碧衣

はじめに

明治期の日本は、近代国家としての体制形成のために、統治機構の整備を急務として諸制度の制定や改正、廃止を繰り返した。教育事業では「学制」、「教育令」、「改正教育令」、「学校令」などの法令が公布・改廃されていったことがそれにあたる。学校は、当初人々の生活を圧迫したり、教育内容が実生活と乖離したりしていたことから、受け入れられなかったといわれている。しかし、明治二十年代ごろから市制・町村制と第二次小学校令により基盤が形成され、地域へ浸透していくのである。明治期を中心とする教育史研究は、府県レベルの行政・法令の分析という段階から、地域社会を対象に社会構造に学校を位置づけて、学校と人々との関わり方の内実を解明する方向へ深められてきている。¹

花井信氏は『近代日本地域教育の展開』のなかで、対象地域の教育活動から人々の意識に小学校が定着する過程を解明した。そのなかで花井氏は研究対象とした村内の階層分布についての考察と不就学状況の分析を行ったが、住民の階層分布から就学機会を与えられなかった児童の傾向や不就学者の固定的再生産の様子を現地の資料によって証明した。

坂本紀子氏は『明治前期の小学校と地域社会』で、明治五年（一八七二）の「学制」頒布から明治二十三年（一八九

○)の第二次小学校令布達までの時期を対象に小学校の支持基盤の形成過程の解明を試みた。そこで人々の小学校関与の形態は教育制度、地方制度、改革によって創出、変容を経たことを地域住民に密着した資料を用いて明らかにし、支持基盤の形成過程における四つの段階を提示した⁴ことで、行政史と教育史との結びつきを強めた。

以上の二氏の研究は、明治前期を対象としたものだが、明治後期の研究は教育的マイノリティ（就労児童、貧民、障害児など）に関する制度史的研究や教育内容、上級学校、教育会の活動を対象とする研究など、実に多様性を帯びてくる⁵。前期に対して、後期の場合には、比較の対象地域が府県やより広い範囲に及ぶことがあるのが特徴である。しかしながら、愛知県における研究は未だ発展途上であり、さらなる実態研究が必要である。

本県で、特徴的な就学率の推移を見せるのが東春日井郡（地図1）である。東春日井郡は、現在の愛知県北西部にある春日井市、小牧市、瀬戸市の各市域をその大部分としていた。本郡は、明治二十二年（一八八九）現在の統計で、農工商業従事者五万五三五人中四万一〇二人（九一・二三%）が農業従事者であった。耕作業一万四〇二四戸中専業の小作農は六九五四戸、四九・五九%とおよそ半数であり、尾張（愛知県西部）平均より約五%、全県平均より約一六%高かった。東西に長く、南北に短い本郡は、尾張では地力が弱いことなどを背景に、地租改正反対運動を行ったことがある（明治七年（一八七四）ごろから同十二年（一八七九）まで）。この運動に参加した村の中には、運動に費やす資金の捻出や県・郡との対立を背景に、小学校を閉鎖・休校させることもあった⁷。その就学率は、明治三十二年（一八九九）までは県内で最低水準であり、長らく全県平均を大きく下回っていた。しかし、全県平均が安定する明治三十四年（一九〇一）～三十六年（一九〇三）ごろから上昇し、三十八年（一九〇五）には県内で最も高い数値を示すのである（表1）。

本稿では、就学率が停滞した明治二十、二十一年（一八八七、一八八八）の東春日井郡勝川村外百九カ村聯合村会議録と、住民の各願書を取り上げる。そこから、当時の郡の教育事業がどのような発展段階にあったのか、ということの実態解明を行うことが目的である。

地図 1



(瀬戸市史編纂委員会『瀬戸市史 資料編六近現代二』(瀬戸市、二〇〇七年) 付録より転載)

表1 明治13～38年 就学率

	M.13	M.14	M.15	M.16	M.17	M.18	M.19	M.20	M.21	M.22	M.23	M.24	M.25
名古屋	58.90	47.96	51.24	55.02	53.52	63.18	65.69	53.52	40.79	42.82	42.42	45.57	53.20
愛知	31.84	58.93	50.74	66.80	67.84	55.98	50.88	43.30	34.04	30.86	33.63	33.97	40.30
東春日井	11.44	15.65	37.91	56.22	59.08	56.69	50.35	41.81	34.61	35.00	36.54	36.49	43.89
西春日井	39.35	44.41	44.39	44.87	54.13	69.14	70.28	64.95	51.91	53.48	52.25	42.80	57.56
丹羽	39.45	38.39	48.92	56.71	62.65	64.31	62.01	62.33	52.33	52.83	53.31	49.22	53.81
栗					61.42	60.17	57.77	39.62	40.21	39.93	46.60	49.72	52.56
中島	39.96	41.48	46.12	49.19	47.40	52.94	56.55	35.79	43.00	41.80	41.71	37.72	48.77
海東	36.78	42.94	44.95	50.99	50.76	49.71	53.48	44.53	40.20	46.88	33.64	42.89	54.36
海西					49.18	73.40	48.77	34.97	35.60	36.88	31.34	38.10	40.72
知多	39.08	66.51	61.01	80.37	78.79	75.97	80.11	69.72	55.92	54.52	60.44	61.15	67.03
碧海	34.43	54.20	54.53	57.13	59.43	66.30	58.78	43.53	41.29	46.43	39.26	48.46	60.47
幡豆	36.14	73.49	52.45	74.96	74.30	68.63	42.14	46.55	52.50	43.06	37.81	44.89	51.61
額田	51.33	74.32	64.87	76.89	72.88	72.96	61.84	64.40	59.91	60.39	58.53	56.78	66.30
西加茂	56.78	73.96	77.92	76.76	70.78	71.31	67.23	63.96	63.26	64.20	53.44	52.61	58.33
東加茂	66.13	90.17	45.47	94.17	94.10	95.61	86.37	77.21	73.93	74.01	69.97	70.50	69.57
北設楽	46.81	77.86	54.32	79.45	74.54	82.28	68.92	85.52	73.95	71.71	63.98	63.45	71.82
南設楽	71.89	74.86	68.46	71.39	41.43	69.47	70.90	51.69	63.56	57.74	56.15	56.43	60.38
宝飯	47.28	58.90	59.19	59.29	55.24	59.66	55.33	49.11	46.25	47.35	50.68	51.53	57.86
渥美	52.84	83.18	78.36	81.89	80.53	79.28	72.73	71.17	54.21	60.26	55.78	60.25	61.71
八名	64.93	88.66	76.44	84.40	84.66	77.87	73.22	75.29	68.80	73.88	68.97	69.35	71.10
合計	41.74	56.32	54.39	64.32	64.33	65.91	62.03	53.36	47.61	48.14	46.22	48.23	56.01
尾張小計	38.13	46.76	49.43	59.27	61.07	62.20	61.94	50.38	43.44	43.81	43.44	44.30	52.72
三河小計	47.57	71.28	64.75	72.18	69.28	71.59	62.16	57.70	55.27	54.88	50.66	54.31	61.00

	M.26	M.27	M.28	M.29	M.30	M.31	M.32	M.33	M.34	M.35	M.36	M.37	M.38
名古屋	59.87	64.21	64.55	67.31	66.99	70.96	73.99	78.42	85.28	87.45	88.23	92.99	95.91
愛知	43.76	46.53	46.79	49.35	51.52	54.65	60.67	67.56	85.52	89.09	91.83	90.51	90.01
東春日井	45.53	45.34	47.11	51.49	53.61	56.24	59.26	74.71	79.54	87.22	96.95	97.49	99.14
西春日井	60.52	60.56	63.89	67.51	69.84	68.94	72.79	79.38	87.66	97.00	98.14	98.28	97.72
丹羽	57.70	54.53	61.15	62.41	64.22	67.43	69.73	79.18	96.00	97.22	97.09	96.77	97.43
葉栗	62.91	65.67	57.04	64.14	65.75	67.09	69.10	76.94	90.37	93.41	95.17	95.33	96.38
中島	55.62	51.54	58.85	54.45	55.02	58.65	60.70	74.41	94.71	97.65	98.10	98.35	99.11
海東	55.30	53.96	52.60	65.33	64.14	60.70	65.57	74.89	80.87	85.19	91.50	94.79	97.51
海西	46.09	49.80	51.01	56.86	57.21	60.24	63.66	77.33	96.04	97.96	98.85	95.23	95.86
知多	68.52	64.00	61.47	65.18	66.73	67.81	71.17	77.28	86.27	90.52	93.00	93.46	94.28
碧海	63.71	58.54	57.69	67.20	71.39	75.62	80.99	91.97	97.62	98.98	99.37	98.48	97.86
幡豆	55.59	54.86	57.44	60.52	61.15	65.33	68.03	83.40	94.70	97.55	97.83	97.46	95.82
額田	69.34	67.80	69.20	74.28	77.79	81.40	84.49	94.15	96.52	97.69	98.14	98.22	96.12
西加茂	60.52	64.49	64.20	67.77	68.89	73.23	73.31	82.83	90.07	92.73	93.57	94.35	94.29
東加茂	73.00	75.34	76.33	75.07	77.25	79.68	79.79	90.76	94.50	97.67	97.47	96.54	98.95
北設楽	66.83	74.54	72.22	69.49	74.40	78.06	81.33	85.96	91.81	94.77	95.24	95.73	98.18
南設楽	66.10	72.70	73.09	81.18	81.47	85.57	87.39	92.14	96.53	97.87	98.67	97.22	98.25
宝飯	62.90	63.47	68.46	72.23	77.70	77.93	80.86	83.96	96.61	97.71	98.13	97.05	96.15
渥美	68.42	65.91	67.03	73.88	76.56	79.15	80.87	90.35	94.43	96.32	97.93	98.16	98.69
八名	75.78	75.06	77.80	81.39	83.61	83.58	86.36	89.34	97.21	98.10	96.87	98.50	98.21
合計	59.31	58.78	60.01	64.11	65.56	68.25	74.87	80.47	91.18	94.26	96.19	96.23	96.62
尾張小計	55.63	55.38	56.55	60.13	61.03	63.19	66.66	75.22	87.82	93.57	94.97	94.15	95.53
三河小計	65.06	64.22	65.43	70.68	73.31	76.65	79.45	88.89	95.51	97.21	97.75	98.90	98.01

明治26年までの就学率は該当する年度の『愛知県統計書』から算出。

明治27年からの就学率は『愛知県学事年報』（第9～19）から算出、もしくは引用。

第一章 明治二十年代の愛知県と東春日井郡の就学動向

愛知県における明治二十年前後の就学率は、明治十七、八年（一八八四、一八八五）ごろをピークに全体的に低下を始め、特に明治十九年から二十年にかけて大きく下がった（表一）。その要因は、「小学校授業料規則」などの各規則制定によって住民の関心が教育事業から遠のいたということの他に松方デフレ、女子教育を不要とする因襲的観念、学校不信だと指摘されている。

ここで明治二十年前後の教育事業に関連する法令・規則を見ておくことにする。

明治十九年（一八八六）四月に各学校令が制定され、小学校は尋常小学校と高等小学校の各四年に分けられて前者の就学が義務になった。ただし、貧困家庭の児童には、これに代わる就学として無償の小学簡易科の設置も認められた（明治二十三年（一八九〇）小学校令の改正により廃止される¹¹。読書、作文、習字、算数が一日三時間という事例が東京府にある。本県でも近い状態だったと思われる¹²）。小学簡易科と高等科の、就学者に対する割合を算出したものが表2である。尾張部（表2の名古屋市から知多郡まで）では、簡易科を設置しなかった郡が目立つが、三河部（同表の碧海郡から八名郡まで）では、ほぼ全ての郡で設置している。高等科は、途中で廃止になった郡もあるが、一通り設置したようである。簡易科、高等科ともに就学者の割合には、ばらつきがあるが、東春日井郡では両方を設置したのち、毎年同程度増加し、ほぼ同数が続いていた。この変化は、他郡には見られない。東春日井郡では二極化が起こったように思われる。

愛知県では小学校令制定に伴って、翌二十年三月に以下三点の制定・改定がなされている。まず、「学齢児童就学規則」で就学猶予の許可条件、義務者と各役職の権限を明確にし、就学義務の徹底が図られた。その許可条件とは「一、疾病二罹り当分治癒ノ見込ナキモノ 一、廃疾不具ノ者 一、一家貧窶ノモノ 一、親族疾病二罹り他ノ看護人ナキモノ」（第六条）である。このうち、就学不可能な者は、事由と猶予期限を記した就学猶予願を提出させ、戸長の意見な

によって郡区長が許可するか否かを決めることになった。¹⁴次に「小学校授業料規則」によって、小学校費の財源として新たに授業料を徴収することとした。¹⁵このとき定められた授業料は、尋常小学校では「金五銭以上金五拾銭以下」だったが、事情によっては三銭まで減額が許され、東春日井郡の授業料（明治二十年度）は平均六銭三厘であった。¹⁶最後に「小学校設置区域及位置」の改定によって、学区と小学校の統廃合がなされた。翌二十一年の更正を経て、学区数は四三から三二に、学校数は五一（「学校」から四三（高等小学校、尋常小学校、小学簡易科の合計数）に減少した（東春日井郡での比較）。¹⁷その後、明治二十三年（一八九〇）の第二次小学校令に伴って本県では、複数の児童を通わせる家庭や貧困家庭のために授業料減額が定められた。¹⁸そして明治二十八年（一八九五）の県訓令によって、段階的に就学督責が厳格化されていった。¹⁹これら法令・規則の影響は就学率の変移から、ある程度読み取る事が可能である。

表2 簡易科・高等科の就学者に対する割合

	明治20年		明治21年		明治22年		明治23年		明治24年		平均	
	簡易科(%)	高等科(%)	簡易科(%)	高等科(%)	簡易科(%)	高等科(%)	簡易科(%)	高等科(%)	簡易科(%)	高等科(%)	簡易科(%)	高等科(%)
名古屋	3.81	12.95	11.48	10.34	13.74	12.07	12.66	12.79	12.38	14.42	10.81	12.51
愛知	1.13	4.74	2.30	2.80	2.46	2.81	1.91	3.35	2.09	4.46	1.98	3.63
東春日井	2.47	3.19	4.67	4.74	5.99	5.26	6.43	5.93	6.56	6.19	5.22	5.06
西春日井	-	3.91	-	4.32	-	2.85	-	4.44	-	6.42	-	4.39
丹羽	4.38	1.43	1.54	2.77	1.56	3.90	1.56	4.87	1.75	6.89	2.16	3.97
葉栗	-	2.43	-	3.11	-	-	-	-	-	-	-	2.77
中島	-	3.02	-	4.39	-	3.36	-	4.37	-	3.80	-	3.79
海東	-	4.52	-	5.57	-	11.26	-	8.60	-	10.17	-	8.02
海西	-	1.99	-	0.88	-	-	-	-	-	-	-	1.43
知多	-	0.96	2.42	1.72	-	1.83	2.91	1.48	3.07	2.50	2.80	1.70
碧海	-	1.56	-	1.92	-	2.28	-	2.16	-	2.80	-	2.14
幡豆	1.77	1.70	0.76	3.25	0.98	3.21	1.12	3.93	1.01	4.66	1.13	3.35
額田	5.70	4.73	6.49	4.75	5.97	4.45	5.65	5.10	5.34	3.68	5.83	4.54
西加茂	-	2.74	-	3.60	1.99	2.58	1.36	4.12	1.15	4.84	1.50	3.58
東加茂	2.36	-	2.80	1.36	2.03	1.48	1.66	1.91	1.47	2.38	2.06	1.78
北設楽	-	-	1.06	-	1.50	3.57	2.47	4.39	1.12	5.41	1.54	4.45
南設楽	16.10	3.48	15.03	2.64	15.62	2.62	11.45	2.69	13.69	5.20	1.36	3.32
宝飯	6.56	7.75	11.89	6.41	17.39	6.06	17.48	6.93	15.28	7.96	13.72	7.02
渥美	-	2.49	3.93	3.10	5.98	3.27	7.03	3.02	2.37	4.41	4.83	3.26
八名	-	2.51	0.86	3.72	0.95	2.94	0.97	3.10	1.30	4.05	1.02	3.26
全県平均	1.72	3.35	3.35	3.79	3.89	4.25	4.14	4.57	3.65	5.48	3.35	4.29
尾張平均	1.29	3.84	3.02	4.26	3.03	4.97	3.44	5.21	3.42	6.23	2.84	4.90
三河平均	2.27	2.73	3.77	3.20	4.96	3.36	5.06	3.72	3.95	4.51	4.00	3.50

『愛知県統計書』（明治20～24年）から算出。

第二章 聯合村会議における地域教育に関する議論と価値意識

第一節 明治二十年度の教育補助費削減をめぐる議論

東春日井郡は、明治二十年五月から東春日井郡勝川村外一〇九ヶ村聯合村会議を設け、勸業費と高等小学校教育補助費（村費）について議論していた。聯合村会に出席したのは、抽選された三二名の議員と番外の郡書記三名、そして議長は郡長服部直衡であった。本郡では、初年度（明治二十年度）から県で決定されたとおりに高等小学校三校²¹を設置したのではなく、まず一校を開設してから、翌年度に残り二校の設置を行った。なぜなら、三校設置にかかる三千有余円の支出には、住民が耐えられないと考えられていたからである。明治十八年から二十年における、東春日井郡の梗米反別収穫量の平均は表3のようになる。平均を下回り、尾張部では最低値である。さらにデフレの影響も考慮に入れると、聯合村会の判断は、実情に即したものであったと思われる。議長の開会演説²²や議員の答辞²³からも、その様子をうかがい知ることができる。ところが、翌二十一年度においても住民の経済力は回復していないにもかかわらず、残り二校の開校を望む住民の期待に応えて、全三校設置に踏み切った。この二年間での聯合村会の課題は、住民が疲弊するなかでいかに教育・勸業を行っていくかということだった。

明治二十年度の第一次会は、勸業費・教育補助費・会議費の予算についての質疑応答を中心に行われた。合計三二五六円五八銭のうち、勸業費は七九六円四八銭、教育補助費は二三四一円、会議費は八六円である。原案は郡書記が提出したもののだが、教育補助費の占める割合が非常に高い。郡は三校に同額の予算を割かず、第一高等小学校に集中させ、生徒数を延ばそうとしていた。²⁴さらに、通学が不便な場合でも、寄宿舎を設けずに費用を削減する方針であった。この修正案をめぐって、第二、第三次会から本格的な審議が行われた。まず、三二番高木悦太郎が明治二十年度に一校のみを、翌二十一年度に他の二校を開校することを提案した。これに対して、郡書記伊勢は東西に長い本郡では、高等小学校が一校だけになると、生徒と保護者に不便が生じ、入学する生徒が少なくなってしまう可能性があることを指摘

表3 粳米収穫量比較

	一 反 当 平均収穫	M.18			M.19		
		現住人口	粳米収穫(石)	一反当収穫	現住人口	粳米収穫(石)	一反当収穫
名古屋	1.5469	129298	310	1.4458	139812	319	1.4769
愛知	1.4775	112681	141203	1.7216	114355	149379	1.8143
東春日井	1.2849	72819	55471	1.1568	73997	70732	1.4024
西春日井	1.4701	52621	43812	1.2355	53298	62159	1.6011
丹羽	1.4499	77515	46693	1.4047	77414	50191	1.5516
葉栗	1.3709	28827	12219	1.4014	28637	15808	1.7337
中島	1.4080	100680	70522	1.4045	102015	85177	1.6622
海東	1.7823	81061	123673	1.8124	82222	149634	2.1860
海西	1.4570	34275	46954	1.3813	35195	81296	2.0519
知多	1.3398	142486	119467	1.3678	143650	138286	1.5298
碧海	1.3969	110170	89038	1.1508	89780	180589	2.0535
幡豆	1.3434	9612	62788	1.4527	79289	79356	1.8277
額田	1.3393	61519	50581	1.3347	61970	62634	1.6776
西加茂	1.2452	38847	39223	1.1547	39381	48945	1.4342
東加茂	1.1029	26220	19680	1.0254	26544	26050	1.3318
北設楽	0.8697	22381	4243	0.5234	23180	8644	0.9501
南設楽	1.0930	23018	10901	0.9204	23656	14378	1.1517
宝飯	1.0279	64324	31824	1.0296	65265	46861	1.4644
渥美	0.8945	88361	35541	0.7797	90316	52819	1.1626
八名	1.1740	26626	13615	1.0091	27191	19132	1.4066
合計	1.3501	1303341	1017760	1.3235	1377168	1342389	1.6822
尾張小計	1.4585	832263	660325	1.4759	850597	802981	1.7344
三河小計	1.2033	471078	357435	1.1115	526571	539408	1.6102

M.20		
現住人口	粳米収穫(石)	一反当収穫
144125	356	1.5411
116499	109079	1.3182
75321	68979	1.3704
53839	61292	1.6113
77978	50530	1.5777
29264	15902	1.7391
104358	74174	1.4826
83516	137676	1.9860
35604	60879	1.4801
145249	124236	1.3561
15630	124296	1.7325
80168	71110	1.5438
62948	61219	1.6225
39687	46947	1.3708
26697	25135	1.3263
23396	9928	1.1411
24035	14639	1.1657
65789	43939	0.8593
91689	47520	1.0496
27548	18694	1.3864
1423340	1166328	1.4497
865753	703103	1.5133
557587	463225	1.3629

M.21		
現住人口	粳米収穫(石)	一反当収穫
149963	401	1.7210
118262	107604	1.2946
76499	65200	1.2989
54174	55651	1.4524
78296	42844	1.3474
29606	13869	0.7293
106277	69518	1.3654
83894	116121	1.5442
36062	53856	1.2672
145836	136562	1.4298
116521	113020	1.1597
80763	63048	1.3809
63822	45860	1.2124
39966	45478	1.2962
27079	21145	1.0996
23674	6263	0.7253
24514	16019	1.2302
66366	41168	1.2939
92694	53466	1.1113
28030	18547	1.3600
1441898	1083440	1.2940
878869	661626	1.3591
553029	421814	1.2035

M.22		
現住人口	粳米収穫(石)	一反当収穫
157496	358	1.5498
121990	95015	1.2387
76841	59898	1.1960
53770	46110	1.4500
78853	42321	1.3681
29780	10621	1.2510
107091	54012	1.1253
84786	91432	1.3829
36401	46504	1.1043
144330	91596	1.0155
117035	81654	0.8883
80048	23160	0.5120
63349	32720	0.8493
40174	33945	0.9701
27083	14204	0.7315
23961	8431	1.0087
24763	12353	0.9970
67051	15159	0.4926
93853	16703	0.3690
28161	9645	0.7079
1456816	785850	1.0009
891338	537876	1.2096
565478	247974	0.7283

『愛知県統計書』（明治18～22年）から算出。
「一反当平均収穫」は5年間の平均を算出したものである。

した。一校だけの場合には寄宿舎の設置が必至であり、食費などの面において保護者の負担が増える可能性がある。しかし議長は、決議によっては県に指示を仰ぐと答えた。学校教育に多額の予算を割くことが難しいという事実が、議長や議員の間で共通の認識として存在することがわかる。対して郡書記松浦は、県で決定した三校という校数を教育補助費の削減のために変更することは、本会で議論すべきものでないと反対しており、陳述に立場の違いが反映されている。

その後、六番大島宇吉が教育補助費を六四〇円へと大幅に減額修正し、第一高等小学校のみの開設を支持する。積年の衰弊と米価の低落を理由に、原案通りの金額を住民が負担することはできないと判断したのだ。なお大島は寄宿舎の監督を理事者にさせようとするが、住民が子どもを高等小学校に進学させることがきわめて少ないと見込んだからだ。次に一九番荻原銚之助は、同じく一校設置を支持するが、大島の減額を非現実的であるとし、一一七〇円五〇銭に修正した。続いて二四番加藤敬は、一五〇〇円に修正し、三校設置を主張した。その理由は以下のとおりである。

○第廿四番（加藤敬）（前略）
 經濟上ヨリ推究スレハ目下民力尙未衰弊ニ属シ到底巨額ノ負担ニ堪ヘ難カルヘシト
 雖モ、退ヒテ第一高等小学校ノ位置ヲ考フルニ所謂中央ノ地ニシテ其東部西部孰レヨリスルモ皆南山川數里程ノ
 ヲ離隔セリ、故ニ先ツ第一ノミ開校スルトキハ本年度中止ムヲ得スシテ就学セシメサルモノアリヤ必セリ、是レ
 最モ児童ノ教育上甚タシキ不幸ト云フヘシ、サレハ些少ナリト雖モ此金額ヲ以テ精々注意節儉ヲ加ヘラレ、本年
 度ヨリ三校トモ併開シ以テ父兄ヲ安堵セシメラレンコトヲ切望ス

加藤は、負担の軽減と通学の便を考えて修正を加えたと思われる。また陳述から、高等小学校への進学を希望する住民の存在と自身の積極性がうかがえる。しかし、このとき加藤は内訳を理事者に一任したため、説得力に欠けるところがある。さらに二二番林小参が一校設置の修正案を提出した。その陳述からは実状を部分的に見ることができ、林は

まず愛知県を通観して他郡の設置状況を紹介し、多くは一校のみを設置していると述べた上で本郡の採るべき策を説いた。

○第廿二番（林小參）（前略）本郡ノ如キハ独リ奈何セン教業事業ハ兎角冷淡ニシテ尋常小学校ヲ以テ尚ホ負担重トシ困難ヲ化粧スルモノナキヲ保セス、故ニ今日三校ヲ開ラクト、スルモ守成ノ難キ創業ノ易キ遂ニ或ハ見ル影モナキ有様トナリ、果テンモ未タ計リ知ル可ラス、サレハ寧ロ一校ニシテ全郡ノ盛大ヲ期スルニ若カサルナリ、原案ハ三校ニテ通学セシムル目的ナルヘケレド本郡ハ所謂ドチハン附カス（何方付かず、曖昧の意か）ノ土地柄ナルヲ以テ四校ヲ置クモ逆モ通学出来サルヘシ、近傍ノ少部分ハ幸福ナランガ遠方ノ大部分ハ不幸ナリ、予テ知事ヨリハ三校ト指定セラレタリシガ本員ハ請願致^{（マツ）}メモ一校ヲ中央ニ置キ飽迄盛大ヲ期セントスル意見ナレハ本年度ハ先ツ第一ノミ設置シ漸次他ノ兩校ヲ起サントス、之レヲ例セハ猶ホ献立ノ出来タルモ未タ客ノ来ラサルカ如シ、三校ヲ開ラクモ中々出校スル生徒ハ少ナカラン

住民の教育事業への無関心さの根柢を土地柄に求め、他郡が平均的に一校設置していることから長期的に一校のみとすることが望ましいと示唆している。しかし、この案には支持者がなく、廃滅した。第二次会では、一九名（席次番号一、二、三、四、六、八、一二、一三、一四、一六、一七、二〇、二二、二五、二六、二七、二九、三一、三二）が六番大島宇吉の提案した修正案に賛成し、午後^{（マツ）}に第三次会を開くこととなった。つまり議員の多くが、教育事業を儉約対象とらえていたのだ。

第三次会では議案（六番大島の修正案）に対して三二番高木悦太郎、二四番加藤敬、一三番河村吉太郎が、さらに修正案を提出する（河村の案は高木と同額の修正）。多くの支持者を得るのは先の二者で、高木は明治二十年度の開設は一校とし、他二校の開設を翌年度に延ばすべきだということを、加藤は明治二十年度から三校を開設するということ

を、改めて述べた。無論、加藤の予算案の方が多額である。採決の前に、加藤を支持する二一番江崎祐八、高木を支持する一番松永左衛門が陳述した。

○第廿一番（江崎祐八）第一番ハ本年ハ先ツ一校ヲ開ラキ、他ノ二校ハ来年度ニ於テ之レヲ開ラク見込ナルヤ二聞シガ、果シテ然ルトキハ本年中等以上ノ生徒ハ休業シ其父兄ガ憂フル所凡ソ幾何ソヤ、苟クモ吾々議員タルモノニシテ斯クノ如キ輕忽ナル議決アリトセハ遂ニ郡民ノ信用ヲ失スルニ至ルヤ必然ナリ、請フ姑ラク大人気ナル説ヲ聞カンコトヲ

○第一番（松永左衛門）第廿一番ノ説ク所ハ素ヨリ貫徹致シ居レド抑モ亦第廿四番ノ修正金額ニテハ到底三校ヲ維持スルニ足ラサルナリ、況ンヤ盛大ヲ図ラントスルヲヤ殊ニ本年度ハ創始ニ属シ止ムヲ得サル次第モアレハ、先ツ一校ニ着手スル見込ナリ、其他言フヘキモノ論スヘキ所多々ナリト雖トモ敢テ黙止シ茲ニ噴々セス

二一番江崎祐八は教育普及に積極的であり、予算の削減に固執する議員らを非難している。一方で一番松永左衛門は、加藤を支持する江崎の意見自体には一定の理解を示しながら、加藤案の非現実性を指摘し、予算の減額を優先した。以上のように生徒の便否を重視するか、住民全体の負担を重視するか、という点で意見が分かれた。二者の視点は異なっているが、高等小学校設置の必要性を認めている点では一致している。本郡における高等小学校教育の普及・発展を支持しているのである（明らかに加藤を支持する方がより積極的である）。続いて、一三番河村吉太郎は以下の意見を述べた。

○第十三番（河村吉太郎）某議員ハ代議士ノ信用ヲ失スルニ至ルトカ申セシガ、是レ実ニ目ノ付ケ所ガ相違セリ、何トナレハ今日民間ニ於テ直ニ信用ヲ欠クモノハ生徒父兄等ノ不幸ニアラスシテ、則チ巨額ノ費用ヲ出サシムル

が最モ信用ヲ欠クナリ、故ニ本年ハ一校ヲ開ヒテ来年度ニハ必ラスヤ二校ヲ開ク見込ミナレハ前説維持旁茲ニ一
言ス

河村の主張の強さが、困窮する住民の存在を示唆している。河村は、多額の予算を要する事業に反対しており、高等学校の教育の必要性については全く言及しない。費用の削減を主張するのであれば、翌年度についても二校設置に反対するはずだが、明言を避けていると思われる。結果、過半数の支持者を得たのは三二番高木であった（賛成者は一九名。席次番号は、一、二、三、四、八、九、一二、一三、一四、一五、二〇、二二、二三、二五、二六、二七、二九、三一、三二）。明治二十年度は第一高等小学校のみを開設することに決定し、県からの指示を郡の意向に添わせることに成功した。

第二節 二十一年度を含めた各議員の陳述の背景と議論の概観

翌二十一年（一八八八）度の聯合村会の報告では、予算削減の限界が証明された。「費用ハ初メ之ヲ議シタルヨリハ予想ノ外ニ出テ、当時ノ参考書ニ掲ケタル如キノミニテハ甚タ難カリシモ、苦計ヲ回ラシテ彼此流用ヲモナシ辛フシテ処弁」したというのである。また生徒数は予測の一四〇名を下回り、一二〇名（裁縫生約二〇名を除く）だった。郡書記伊勢によると、第二高等小学校の区域に属する生徒は三〇名、第三では一〇名しかなく、書記や一部の議員が危惧していた通り、進学を諦めたり、他二校の開設を期待したりする住民が少なくなかったのだ。そして住民の疲弊に加えて新たに土地整理事業も課され、負担はさらに増えた。以上の結果を考慮し、残りの二校を開設する案と、再び一校のみとする案が対立した。²⁵

まず、二校開設を目指す二四番加藤敬が修正を提案した。原案の二六二六円八二銭二厘を一六八三円四〇銭に大きく

減額した。第二と第三の内訳から校舎借上料を外したが、それは「小牧村ニ於テハ村方ニ於テ之ヲ寄付スル由、又瀬戸村ニ於テモ開校ノ上ハ其ノ寄付ハ本員等カ理事者ニ向テ勧告ノ勞ヲ煩ハサンコトヲ望ムノ見込ナリ」という理由からである。「小牧村ハ校舎料等ヲ寄附致度ニ付為御参考上申スルトノ書面」を提出していたことは、当村の住民が高等小学校教育に期待し、誘致していたことを示すもので、前年度の二一番江崎祐八の主張の背景でもあるだろう。瀬戸村は書面を出していないが、必要があれば加藤自らが勧告するつもりだった。他に一九番荻原鉾之助、一〇番浅見政助が二校開設の修正を提案した。

対して一校のみを維持する立場として、一三番河村吉太郎が八五六円二七銭六厘を提案した。極端な減額を提案した河村と、一〇番浅見、一九番荻原、一番松永との間で議論が白熱した。

十三番（河村吉太郎）（前略）抑今日本郡ノ民情ヲ洞観スレハ諸物価ノ下落ニテ年一年ヨリ負担ノ多キヲ見ル所ニ土地整理ノ如キ新令出テ、一層蹙額ノ状ヲ増シタリ、且ツ已ニ一タヒ之ヲ開キタル上ハ其補助ノ負担永年ニ免アル能ハス、尤モ第二第三校ノ部落トモニ地価戸数ニ対スルノ賦額随分少シトセズ、彼此ヲ参ヘテ之ヲ沈考スルトキハ三校ヲシテ共ニ鼎立維持セシムルハ実ニ難事ナルヘシ、是レ本員カ今度ニ於テハ先ツ他二校ノ開設ヲ止メントスル所以ナリ

（中略）

十番（浅見政助）十三番ハ第二校第三校ヲ開カサルノ見込ナルカ、本郡ノ地形ヨリ見ルトキハ三校ハナクンハアルヘカラス、且ツ昨年ニ於テ已ニ本年ハ三校ヲ開クノ筈ナレハ、民間ニ於テモ之カ開設ヲ待ツ所ナルノミナラズ、東西両部落ニ於テハ実ニ不通ニシテ且不公平ノ感アリトスルナリ

十九番（荻原鉾之助）之ヲ一校ニナスカ如キハ郡民ニ対シテ不親切ナルニ似タリ、苟モ郡民ヲシテ便宜ヲ得セシメントナラバ三校ヲ開クノ惠眼タルヲ知ルヘシ

一番（松永左衛門）十三番ノ説タル費額ノ一点ヲ憂ヘラレタルモノナリ、高等小学ノ如キ固ヨリ格別ノ盛大壯觀ヲ要スルノ限ニモアラズ、郡内ノ子弟ヲシテ均シク高等学科ヲ修メシメントスルモノナリ、（中略）只高等小学ノ如キ中央ノ一校ノミニテハ東西隔離ノ地ニ在テ甚タ不便ナリトス、且ツ学事ニ於テ余リニ費用ヲ吝ムハ得策ニアラズ、仍テ闔郡ノ情況ヲ平觀公觀セザルヘカラサルナリ、然レトモ費ヲ節スルコトハ本員ニテモ之ヲ知ル処ナリト雖モ、只タ減費ノミニ□泥スルハ余リ取ラザル所ナリ

十三番（河村吉太郎）（前略）今日郡下ノ人民ヲ挙ケテ之ヲ問ハンニ三校ヲ開クノ便ヨリハ一校ニナスノ減額ヲ喜フモノ蓋シ多数ナラン、三校開設ハ郡民ノ望ム所ナリト云フカ如キハ只就学父兄ニ対シテ云フノ言タルノミ本員ヤ甘シテ不親切タリトノ攻撃ニ服セズ、仍テ一応反駁ヲ試ム

十番（浅見政助）熟々之ヲ察スルニ三校ヲ開クハ到底多数父兄ノ希望ヲ抱ク所ナリ、宜シク之ニ従フヘキナリ
廿四番（加藤敬）（前略）金員ノ負担ヲ減少スルハ多数人民ノ望ム所ナルヘシ、然レトモ只此一点ノミニ就テ極論スルトキハ遂ニ之ヲ全廢セサルヘカラサルノ理勢ニ至ラン、尤モ教育ノ一事ハ如何ニモシテ普及上進ヲ図ラサルヘカラス、モシ一校ナルトキハ其東西ノ両部落ニ於テハ寄宿セシムルカ如キ繁雜ノ費用ヲ負ハサルヘカラズ、之ヲモ顧ミズシテ強ク一校ニ止メンコトヲ主張セラル、ハ本員ノ参同スル能ハサル所ナリ

河村が三校設立反対の理由として物価の下落と土地整理事業、そして何より地価に触れていることに注目したい。そして三校を望んでいるのは就学生徒の父兄のみだと述べていることから、前年と変わりなく、高等小学校の複数の設立を支持しない。対して他の三名は教育の普及が急務で、しかも東春日井郡の地形では一校のみというのは不都合だということ、そして河村は費用の減額に執着しすぎだということの二点を指摘した。

修正案は以上の四つで、うち一つが開設を見送る主張である。採決の結果、一〇番浅見の賛成者が二名、一九番荻原のものが七名、二四番加藤のものが七名、一三番河村のものが二名（席次番号二、四、七、九、一一、一二、一三、一四、

二〇、二五、二六、二九、三一) だった。三校全てを開設すべきだとする議員が一六名、一校のみを主張する議員は二名で、前者が辛うじて過半数(出席議員二八名)をとった。支持者が散らばったためにいずれも不成立で、提案者四名を修正委員に指名し、第二次会で協議を行わせることとなった。

第二次会で提出された修正案は二四番加藤敬が取りまとめ、一六二九円に修正した。四名の修正委員のうち、一三番河村は意見が大きく異なるため、前回提出した案をそのままにして出席した。その際に「教育ノ事業タル又一ノ商買ニ異ナラズ、…教育ヲ買ハンニ高騰ノ錢ヲ以テ之ヲ買ハント欲スル者ハ果シテ少数ナラン」と述べている。「商買」という表現から、二校開設を支持する議員らと教育に対する認識が異なることがわかる。他に、九番鈴木篤左衛門(前回、河村を支持)が、一五〇〇円の修正案を提出したが、内訳と二校開設の是非を理事者に一任することを提案した。その結果、二四番加藤を支持したのが一八名(席次番号一、三、四、七、八、一〇、一一、一六、一七、一八、一九、二〇、二二、二三、二四、二七、三〇)、一三番河村支持が六名(席次番号二、一二、一三、一四、一五、二六)、九番鈴木支持が四名(九、二五、二八、三一)だった。河村の支持者が三分裂し、加藤の支持者が過半数をとった。その後、第三次会を経て二十一年度から三校が設置された。²⁶⁾

明治二十年度以降の東春日井郡における高等小学校生徒数の推移は、表4の通りである。二十年度から二十三年度では、生徒数がおよそ二倍になっている。就学率の低迷が続く一方で、高等小学校の生徒数は着実に増えていた。議論の経過から推察するに、その要因は一部住民の教育要求の増大と三校設置による通学の利便性向上である。

明治二十年度では、三校設置を主張した議員が教育の普及に尽力しようとする姿勢であったことは、二四番加藤の陳述などが示している。しかし、一校設置を主張した議員は、二つに分かれていた。高等小学校の必要性を認める一方で、住民のた

表 4
東春日井郡の高等小学校生徒数

	生徒数		
	男	女	計
明治 20 年度	120	-	120
明治 21 年度	180	18	198
明治 22 年度	204	12	216
明治 23 年度	225	16	241
明治 24 年度	229	21	250
明治 25 年度	177	43	220
明治 26 年度	317	38	355
明治 27 年度	346	38	384

『愛知県統計書』(明治 20~27 年)より作成

めに予算の減額を試みた者と、負担の軽減のみに固執する者である。二十年度は、将来的には三校設置が望ましいと表明する議員が大多数であった。ただし、その中で教育普及に積極的だったのは加藤敬と、彼を支持する議員に限られていた。

翌二十一年度には残り二校の増設が円滑に決まるはずだったが、実際はその是非をめぐって予算案の審議が行われた。特に増設に反対していたのが一三番河村吉太郎（春日井村）で、第一次会までは本人を含めて一二名の支持を獲得していた。²⁷ 同じく春日井地域出身の高木悦太郎（味美村）と林小参（和爾良村）（二人が議論に参加したのは、二十年度のみ）とは、明らかに語気や主張の様子が異なり、非常に強い調子で述べていたことが読み取れる。また、この二カ村は春日井村に隣接しているが、河村ほど予算削減に固執している様子はなかった。特に林は、予算にほとんど言及していない。三カ村の小作農率と経営規模別農家の構成には大きな差が見られず、出身村の利益代表として聯合村会に出席しているとは考えられない。ここで、林と河村の陳述を思い出して欲しい。林は、提案の冒頭で愛知県内の各郡でどれだけの高等小学校が設置されているのかということ述べており、マクロな視点を持っている人物だと見なすことが出来る。対して河村は「巨額ノ費用ヲ出サシムルガ最モ信用ヲ欠ク…」や「本郡ノ民情ヲ洞観スレハ…」のように、郡内の住民の疲弊を論拠としていることから比較的ミクロな視点で論じている。郡の発展の捉え方が異なっていたといえる。また、林は明治十年代に地租改正反対運動を率いた林金兵衛の養子であり、²⁸ 明治二十三年（一八九〇）に他二名と地主一四六人の代表として、田畑宅地価特別軽減の歎願運動を展開している。³⁰ そして河村は明治二十四年（一八九一）の濃尾地震を受けて愛知県が三カ年の地租延納を認める法律を公布し、地租延納対象者を決定した際に不正があったと主張し、春日井村長として反対運動の先頭に立った。³¹ 二十年代においても、未だ地租が住民にとって最大の関心事であり、県との関係に影響力を持っていた。二者の行動には共通するところがあるが、相違点があるとすれば、先のような視点の違いである。河村が、陳述で地価に触れたことや、住民の負担軽減にこだわったことには、このような要因が考えられる。

二十一年度第二次会には、河村の支持者は一二名から五名に減少した。転換した者のうち、三名は九番鈴木篤左衛門支持に回る。鈴木は、三校設置の是非と予算の内訳を全て理事者に一任し、必要があれば臨時会によって増額もすると述べた。この提案に支持者がいたということは、その背後に疲弊する住民も、高等小学校を望む住民もおらず、自らも教育に対して無関心だったことになる。他四名は残り二校を設置する加藤の案の支持に回った。こうして概観すると、聯合村会における二年間の議論は、限られた議員によって展開されたことに気づく。特に大島宇吉、高木悦太郎、加藤敬、河村吉太郎、林小参、松永左衛門、浅見政助は、新聞「新愛知」で「東春日井郡二十傑」として名を挙げられていた者である。³² これより、少数の議員の政治的な影響力が議論に反映されたことがわかる。しかし、他の議員が支持を転換することで合意が為されたことから、各々が自らの意思に基づいて会に臨んでいたのである。

第三章 就学に関する住民の出願状況

聯合村会によって高等小学校が三校設置されることになったが、当時の保護者や子どもたちは学校に対してどのような行動をとったのだろうか。勝川村ないし東春日井郡に残された尋常小学校の「就学猶予願」、「就学猶予許可申請」、そして高等小学校の「授業料減額願」、「退校願」を用いて説明を試みる。

勝川村は、現在春日井市の行政、経済の中心にあたり、地図1の西部に位置する。勝川村の明治二十一年（一八八八）における小作率は一九・八九％、兼業は八・三八％で、自作農と自小作農とを合わせると八〇・一〇％³⁴が地租を納税していたことになる。郡全体と比較すれば、小作農が少なかった。しかし明治後期から大正初期にかけて農民の分解が進み、大正四年（一九一五）の勝川町（明治二十六年に町となる）³⁵の小作率は六八・〇二％となる（明治三十九年（一九〇六）に勝川町が味美村、柏井村、春日井村と合併したため、³⁶単純な比較はできない）。また明治二十四年（一九一）に起こった濃尾地震被害に関する綴「震災二罹ル進達及被害人民ヨリ届出書類綴」³⁷に記されていた住民の財産

額の分布（表5）は、無産以上二〇〇円以下の合計が九八戸、一方で一〇一円以上が四七戸存在したことが判明した。その間、二一円以上一〇〇円以下にはかなりの幅があるにも関わらず五九戸のみである。明治二十年代前半の勝川村民は経済的上層と下層で大きく分かれており、中間層が非常に少なかったのだ。

本章で使用する資料は「明治廿一年（一八八八）諸願届届書留 勝川村役場」の所収である。さらに先の「震災被害二罹ル進達及被害人民ヨリ届出書類綴」の名簿を利用し、財産額、地価、年齢によって区分された人員の把握を行った。被災者の各種救済に関する名簿に記載されていたことから、行政がそれらを使って各家庭（同居人や寄留者を除く意味で、世帯ではなく家庭という語句を使用する）の経済状況を判断していたと見られ、有用と考えた（以下の資料は、個人情報保護の観点から公人でない住民の姓をアルファベットのイニシャルに代えて住所部分を空欄とし、伏せることとする。同姓の場合は適宜別のアルファベットを使用した）。まず尋常小学校の明治二十一年（一八八八）「就学猶子願」だが、現存するのは三件で児童数は一八名（男子九名、女子九名）である。明治二十四年の一三件の財産額は、表6の通りである（一件は書かれていなかった）。この表では児童らの母親は算入されていないようだが、それを除けば少ないところでは三名、多いところでは一〇名と各戸の人員数に開きがある。そして郡が人員を一〇歳以上、七〇歳未満の男子と一〇歳未満、七〇歳以上の男女とに分けているところを見ると、前者が働くことのできる年齢だと認識されており、女子は主要労働力として見なされていたと思われる。

「就学猶子願」は五月末から六月にかけて、勝川村外三ヶ村戸長古川鑽太郎がまとめて郡長服部直衛に上申した。六月十一日の上申書には「担当内勝川村尋常小学々齡児童中家計貧困之者」と記されていた。全ての就学猶子願が許可されたのかは資料がなく不明だが、彼らは教育を受けられる状況にないほど貧困状態にあったと認識されていた。やはり子

表5 財産額分布表

財産額(円)	戸数
0	3
1～5	26
6～10	29
11～15	27
16～20	13
21～25	5
26～30	4
31～35	4
36～40	3
41～50	8
51～60	5
61～70	8
71～80	7
81～90	9
91～100	6
101～	47
計	204

1戸不明

与四年進
給ニ罹ル
御料治二
へ食料申
民「明治
ノ件申告
〔震災二
十月廿八
達及被害
類綴〕東
春春日井
勝川村
役場より
作成。

どもが学校に通う授業料を払うことができず、働かせるために時間を作る余裕もなかったのだろう。ここでは三件を取り上げる。まず、表6のY家である。

猶予してほしい学齢児童は保護者の甥である。おじの房吉のもとで生活していた。房吉は明治二十九年（一八九六）にも女子一名の就学猶予を申請しているが、理由はやはり「赤貧」である。Y家は明治二十四年で財産額一二円、土地を持っていない小作人の家である。財産額と地価から、今回の申請で最も貧しい。このようにきわめて貧窮する家庭が就学猶予をしていたことが改めてわかる。この後に起こった明治二十四年（一八九一）の濃尾地震と二十九年の水害で貧しさを増す一方だったのでないだろうか。このY家が申請した理由は紛れもなく貧困で、程度に差はあるが、他の申請者にも共通している。しかし、それを前提とした上で別に理由がある場合も存在する。明治三十年代後半になって就学率が九割を超えるまでは、女子の就学率が全国的に低く、その背景には貧困に加えて女子教育の軽視があったことは広く知られており、『愛知県教育史』にも同内容の記述がある。⁴⁰ 次の二件目の資料は、その実情を示している。

表6 就学猶予申請者の比較

	保護者氏名	児童名	続柄	財産額(円)	地価(円)	10~70男	~10,70~男女	補足
1	H 善市	こう	長女?	109.000	219.600	1	5	
2	H 惣三郎	富次郎	三男	65.000	144.800	4	6	
3	T 儀助	すう	二女	12.500	25.780	0	3	M.24の戸主は富太郎
4	K 善左衛門	栄太郎	孫	45.000	79.650	3	3	
		小ざん	孫					
5	Y 房吉	彦次郎	甥	12.000	なし	1	4	
		徳次郎	甥					
6	M 喜左衛門	与喜次郎	長男	20.000	/	2	6	
		きん	長女					
7	N 伊三郎	きり	長女	93.000	106.820	1	2	
8	H 彦三郎	金次郎	長男	/	/	/	/	M.24の資料に存在しない
		かた	長女					
9	M 初次郎	丈松	弟	41.000	29.830	3	2	
		伊平弟	弟					
10	Z 乙吉	くわ	二女	39.000	53.350	3	6	
11	K 喜助	熊次郎	長男	152.000	244.980	1	5	M.24の戸主は熊次郎(16歳)
		くら	長女					
		むら	二女					
13	N 甚四郎	かく	長女	160.000	/	2	5	
14	M 伊蔵	かま	長女	52.000	75.720	1	2	

明治二十一年「諸願伺届書留」（勝川村役場）および「明治廿四年十月廿八日 震災被害ニ罹ル進達及被害人民ヨリ届出書類綴」（東春日井郡勝川役場）（ともに春日井市教育委員会所蔵）より作成

就学猶子願

東春日井郡勝川村

平民農

Z乙吉 二女

くわ 明治十三年十二月八日生

右之者就学致サスベキノ処弟重吉ナル者就学罷在候ニ付兩名トモ一時就学之義ハ家政

上赤貧ニシテ到底難行届候間明治廿一年四月一日ヨリ同廿二年三月三十一日マテ就学

御猶子相成度此段奉願候也

父親の乙吉は明治二十九年（一八九六）の「就学猶子許可申請」にも男子一名と女子二名の就学猶子を申請している。いずれもその理由は「赤貧」である。先の表から財産額も地価も低いことがわかる。この願書の注目すべき点は他のものと文の趣旨が異なっていることだ。他の一二件は申請理由を「右之者従来赤貧（または貧窮）ニシテ極生計ニ苦シミ就学セシメ難ク候」と書いているのだが、Z家の場合はくわの弟の就学だと述べている。ここに男子の教育を優先し、女子を後回しにする住民の価値観が如実に現れている。乙吉は本来ならば二人分の授業料を納入してくわも重吉も学校に通わせるべきだが、家が貧しいという理由で、教育がより必要だと考える重吉だけを就学させることにした。当時の授業料は一律ではなく、五銭から五〇銭で、三銭まで減額が可能だったことと東春日井郡の授業料平均額は既に述べた。⁴¹ Z家の場合は減額対象にあったと思われるが、それでもやはり二人を同時に就学させることは困難だったようだ。このように貧しさのために選択を迫られたとき、男子を優先する保護者の価値観が女子の低就学率、就学猶子願の背景にあった。Z家が姉弟の両方ではなく、片方だけの猶子を申請したことからわかるように生活の窮乏する家庭であつても就学義務の理解と教育要求があつた。

続いて、表のK家である。明治二十四年（一八九二）には、当時一六歳の熊次郎が戸主になっている。父親の喜助は

老齢で、十分に働けないか、既に死亡している。よって、明治二十一年（一八八八）の時点で既に熊次郎が主要労働力だった可能性が高い。財産額は他と比較してかなり高いが、表が示すように二十四年現在で一〇歳以上、七〇歳未満の男子が熊次郎しかいないのであれば、彼がK家の収入の多くを担うことになる。そして同時にくらは一五歳、むらは一⁴²二歳なので二人とも表では数えられていない。つまり熊次郎を戸主として、三人が少なくとも五人を養わなければならなかったことになる。二十一年に三人の就学猶予を出願したのは、年長の子どもが主として働かなければならなかったからではないだろうか。彼らの申請理由は貧困というよりも学齢児童が主要労働力にならねばならない家庭環境にあったと考えられる。

ここまで一八件中注目すべき特徴を持つ家庭を三件見てきた。Y家は極めて貧しい経済状況にあったことが申請理由だと考えられ、これまでいわれてきたように、貧困が児童の就学を抑制してきたということ示していた。一方、Z家では女子よりも男子を優先的に就学させるという保護者の価値観があったことが資料から改めて明らかになったが、そこには家計が貧窮しているために教育を受けさせる児童を姉と弟のどちらかに選択する必要もあった。そしてZ家は財産額、地価額、人員を他と比較しても、姉弟の二人とも申請してもおかしくないが、弟は就学させようとしている。教育要求が勝川村の貧困家庭にもあったということが読み取れた。最後にK家は他と比較すると経済力が低いと言えないが、学齢児童の労働が生活に直結するという家庭環境が就学を抑制していたことが資料から推察された。

続いて、高等小学校の事例である。義務教育ではないが、退校や授業料の減額をしなければならなかった背景を検討することは、聯合村会の決議に対して住民がとった行動を知る上で非常に有意義である。ここで「退校願」と郡長に出された「授業料減額願」を分析する。次の資料は女子生徒の「退校願」である。

退校願

東春日井郡勝川村

日直右衛門長女

ぎん

明治六年七月廿四日生

右之者客年拾月御校へ入学為致候処今般内輪已ムヲ得ザル事故出来シ本人ヲ要セザレハ差支ヲ生シ候ニ付前情御旧案退校之義御聞許被成下度此段奉願候也

右

明治二十一年二月二日 日直右衛門 印

東春日井郡第一高等小学校長伊勢良量殿

明治二十四年での財産額は三五円、地価は六六円九六銭である。尋常小学校の就学猶予申請をした家庭と照らしてみても大差がない。退校届を「本人ヲ要セザレハ差支ヲ生シ」という理由で提出してもよさそうだ。ぎんは明治二十年十月に入学しているが、在籍した二十年末の『愛知県統計書』によると東春日井郡で高等科に在籍する男子が百二十名に対し、女子の数は記されていない。統計から漏れるほど女子生徒が少なかったことだろうか。翌二十一年末の就学率は三四・六一%（表1）なのであり、女子就学率はもちろんさらに低い（二四・一七%）⁴³。しかも高等小学校に在籍する女子生徒は男子一八〇名に対して一八名と男子の一分の一⁴⁴である。このように女子の高等小学校進学が非常に稀だった当時、全く裕福と言えない経済状況にある自家の女子が、年度の途中から、しかもわずか四か月ながら進学したということは、保護者が女子の教育を重視し、その要求を実現させるために尽力したことを証明する。しかしながら、これは例外であろう。続いて「授業料減額願」だが、添付された「財産調査」とともに紹介する。

授業料減額願

東春日井郡勝川村 平民

○直左衛門之次男

金次郎

明治十二年八月廿五日生

般ノ下本郡 右之者今般御校ニ入学為致候処家赤貧ニシテ御定額ノ授業料相納候哉之到
第一高等小 底難堪ニ付格別ノ御詮議ヲ以テ何分之減額御聞濟被成下度依テ財産調書此
学校ノ九 添此段奉願候也
学ヲ脱ス

右

明治廿一年五月拾日

○直左衛門印

東春日井郡長服部直衛殿

願之趣允許シ金貳拾錢ニ低減ス

明治二十一年七月十九日

愛知県東春日井郡長服部直衛印

財産調書

東春日井郡勝川村内所有地

一反別五反四畝歩

此地価百九拾七円四拾五銭

此地租金

此所得金拾五円八拾銭

一借入金百三十五円也

一家族五名

右□□□相違無之候也

東春日井郡勝川村

明治二十四年（一八九一）では、直左衛門から武左衛門に戸主が代わっており、財産額は八九円である。入学後、約一ヶ月で出願しているが、その結果、三〇銭の授業料が二〇銭に減額⁴⁵された。ここで〇家においても尋常小学校の就学猶予申請をした各家庭（表6）と財産額や地価を、家族人員も加味して比較してみた。すると高い位置にはあるが、それほど大きな差は見られない。それに加えて借入金が一三五円ある。「就学猶予願」から所得金や借入金は不明である（このような境遇にありながら子どもを進学させ、「退校願」ではなく「授業料減額願」を提出しているということ）は、家計が苦しくても教育を受けさせることに意義を見出していたからであろう。この事例もやはり保護者が高等小学校での教育を重要視していたことを示す。高等小学校の卒業生は非常に少なかったが、義務教育の就学率が低いなかで、貧しいながらも進学させた事実は注目すべきだと考へる。

高等小学校に進学させる家庭では経済的に多少の無理が生じてでも教育を受けさせようとする保護者の意識があつ

た。財産額のさして高くない家庭の女子や、借入金がかなりある男子でも高等小学校の入学する事例がそれを物語っている。女子教育については、事例や就学率の低さが示すように不要だと捉える住民が多くいたと考えられる一方で、経済的下層にありながらその重要性、必要性を理解している住民がいた。筆者は以上の考察から、経済力だけを背景としない保護者の価値観の分化が起こっていたと結論付ける。常態的に経済力の乏しい住民に起こった分化は貧窮という事実だけによるものではなく、貧窮を前提にして就学・進学させるか否かという保護者の意思が大きく関係していた。生活に直結する問題だったと思われるだけに、高等小学校に子どもを通わせていた保護者の教育要求はかなり大きかったのではないだろうか。

おわりに

本郡の就学率を概観すれば、明治十六、十七年には尾張平均に近づき、回復傾向にあったが、その後から減少、低迷していった。これまでの考察から、次の要因が考えられる。デフレと農作物の収穫量減少が起こっていたこと、そして授業料徴収などの各規則の制定が相次いで住民の関心が教育から遠のいたこと、さらに近隣地域や郡全体で議員、有力者の間における合意形成ができておらず、教育事業が発展していなかったことである。

しかし、明治二十年に聯合村会が設置されてからは、議員の意識が少しずつ統一されていくことになる。明治二十年度においては、高等小学校を愛知県から指定された三校ではなく、一校を設置した。このとき、まず一校を開校するということを支持する議員が過半数であった。しかし、住民の疲弊が継続していた二十一年度には、議論を重ねていくうちに議員の多くが、残り二校の設置を支持するようになる。この要因は二つ考えられる。前年度の決議には、二十一年度に三校を揃えるということも含まれていたことと、教育要求の高まった一部住民が、二つの高等小学校の設置に期待を寄せていたことである。明治二十一年度に寄付を申し出ていた小牧村や、資料が示したように経済的な困難を押し

て、また女子であっても高等小学校に子どもを通わせた住民の存在がそれにあたる。彼等を含め、二校の開設を求めた住民が、当初から三校設置を訴えていた議員の気運を高め、他の議員の意識も変容させていったと考えられる。この点において、東春日井郡の教育普及への道は住民によって始まったと言えるが、それを実現に導いたのは聯合村会であった。高等小学校が三校設置された結果として、生徒数は着実に増加していったことから、聯合村会の地域教育史における意義は非常に大きかったと思われる。

ところが、その一方で小学簡易科の児童が増加し、就学率は低迷を続けた。資料からは、女子教育を先送りしようとする因襲的觀念や、主要労働力とならねばならない学齡児童の存在を確認した。さらに当時の統計から本郡の疲弊は明らかで、それらが小学簡易科の必要性を高め、就学率低迷の背景となったと考えられる。また林小参や河村吉太郎、鈴木篤左衛門の陳述からわかるように、教育事業に消極的、否定的であったり、関心を持たなかったりする住民も多く残っていた。このように、東春日井郡の住民は教育をめぐって二分しつづつあったことがわかる。しかも、それは各家庭の経済力のみで裏付けられるものではなかった。

明治二十年代初頭の東春日井郡は、ようやく議員、有力者が教育事業の進展に向けて合意に至った時期にあった。尋常、高等小学校を地域に根付かせる基盤を形成し始める段階にあったため、町村に任される義務教育では特に、地域ごとで意識の隔たりが残っていたと考えられる。

最後に今後の教育社会史的研究の課題をいくつか述べておきたい。本稿では統計や旧役場の行政文書、願書を用いたが、残念ながら保護者の意識が変容していく、より決定的な契機を解明するに至らなかった。さらに東春日井郡と途中まで同じような就学率の推移をたどった愛知郡などの他郡と比較しながら、社会構造やその変化と住民の意識、学校との関係性の移り変わりを総合的に明らかにすることができれば、地域住民の教育に対する姿勢をさらに浮き彫りにすることができらるだろう。

本稿が、現代の我々にとって、地域住民としての学校との関わり方を考え直す一つの問題提起となれば幸いである。

注

- 1 歴史学分野では、大石嘉一郎『近代日本の地方自治』（東京大学出版会、一九九〇年）、土方苑子『近代日本の学校と地域社会』（東京大学出版会、一九九四年）を例に挙げる事ができる。
- 2 花井信『近代日本地域教育の展開』（梓出版社、一九八六年）二〇～三三頁。
- 3 注二と同書 四六～五七頁。
- 4 坂本紀子『明治前期の小学校と地域社会』（梓出版社、二〇〇二年）一九四～二二〇、三〇一～三〇五頁。
- 5 石井昭示氏は『近代の児童労働と夜間小学校』（明石書店、一九九二年）で明治初期から昭和前期（明治後期から大正期中心とする）の東京府における夜学の教育史的位置づけを当時の刊行物や聞き取りによって試みている。松浦國弘氏は「明治後半期の米価高騰と貧民（部落）児童の教育状況―愛知県の場合―」（愛知学院大学 教養部紀要 第五十二巻第一号）のなかで貧困児童の教育状況、特に出席状況と米価騰貴との関係を各新聞記事から検討した。
- 6 『愛知県史 第三巻』（愛知県、一九七〇年）三五一～三五九頁の各表より算出。
- 7 『春日井市史』（春日井市、一九六四年）三三八～三四六、三五四～三五八頁。以降、『春日井市史』と記す。
- 8 愛知県教育委員会編『愛知県教育史 第三巻』（第一法規、一九八二年）四九三、五六一～五六六頁。以降、『愛知県教育史 第三巻』と記す。
- 9 『愛知県教育史 第三巻』五六二～五六六頁。
- 10 『愛知県教育史 第三巻』（第一法規、一九八二年）五一六頁。
- 11 『愛知県教育史』四九二頁。
- 12 『近代の児童労働と夜間小学校』四八頁。
- 13 『愛知県教育史 第三巻』四九一～四九五頁、五一五～五一六頁。
- 14 『愛知県教育史 第三巻』五六六～五六七頁。
- 15 『愛知県教育史 第三巻』四九三、五六一～五六六頁。
- 16 『愛知県教育史 第三巻』五二六～五二八頁。

17

『愛知県教育史 第三卷』二〇四頁、五一五～五一六頁。

18

『愛知県教育史 第三卷』五二七頁。

19

『愛知県教育史 第三卷』五六七～五七二頁。

20

「第二期地租延納之偽ニ付歎願」、「第二期地方税免除之義歎願」、「明治廿四年十月廿八日 震災ニ罹ル進達及被害人民ヨリ届出書類綴」東春日井郡勝川村役場（すべて春日井市教育委員会所蔵）には議員席次番号の六番大島宇吉が小幡村長、三〇番加藤圓七が八白村長、三二番高木悦太郎が味美村長として連署している。また二一江崎祐八は明治五年の権区長、二二番林小参が明治三十一年の県会議員だったことが『春日井市史』（三三三、三七一頁）に書かれている。『瀬戸市史 通史編下』（三六頁）から一番松永左衛門が味岡村、一〇番浅見政助が印場村、一六番松本茂登吉が掛川村、二四番加藤敬が水野村の者だと確認した。また『通常明治二十年度 東春日井郡外百九ヶ村聯合村会議録』（瀬戸市歴史民俗資料館所蔵資料）のメモ書きより、一五番落合代助が陶村、二一番江崎祐八が小牧村、二二番林小参が和爾良村、二七番江尻玉五郎が下品野村の出身であることが判明した。本注以降、特にことわらない限り、会議での陳述や答弁については『通常明治二十年度 東春日井郡外百九ヶ村聯合村会議録』、『通常明治二十一年度 東春日井郡外百九ヶ村聯合村会議録』（ともに瀬戸市歴史民俗資料館所蔵資料）から引用、抜粋もしくは参照する。

21

〇第三十二番（高木悦太郎）区域ヲ詳細ニ報道アリタシ

〇番外郡書記（松浦昌）御請求モアレハ略ボ分チアルモノヲ朗読セン曰ク

勝川村外三ヶ村 大永寺村外四ヶ村 味鏡原新田 春日井村外二ヶ村 大草村外二ヶ村 南下原村外二ヶ村 和示良村 下條

原新田外五ヶ村 神領村外四ヶ村 下市場村外二ヶ村 松本村外四ヶ村 高藏寺村外三ヶ村 坂下村外三ヶ村 西尾村外二ヶ

村 小幡村外三ヶ村（以上第一）

北外山村外二ヶ村 小牧村 三ツ淵村外三ヶ村 村中村外四ヶ村 小牧村 岩崎村外二ヶ村 東田中村外四ヶ村 池之内村外

二ヶ村 田楽村外二ヶ村 牛山村外三ヶ村（以上第二）

下志段味村外三ヶ村 新居村 今村外三ヶ村 瀬戸村 赤津村

斯ノ如キモノナリ 中水野村外二ヶ村 中品野村外四ヶ村 杓掛村外二ヶ村（以上第三）

22

『通常明治二十年度 東春日井郡外百九ヶ村聯合村会議録』（瀬戸市歴史民俗資料館所蔵資料）によれば、議長の演説は以下の

通りである。

教育ヲ隆盛ニシ学理的ノ実験ヲ要スルニ若シクモノナカルヘシ、然ラハ則チ教育ト勸業トハ車ノ両輪ノ如ク共ニ偏廢ス可ラス、是則チ本県知事公閣下カ本会ノ開設ヲ命令セラレ本官ノ此議案ヲ發スルニ至ル所以ナリ、然リ而シテ教育ニ至リテハ政府多年ノ経験ヨリ近來学制ヲ一変シ学区ヲ改正シ小学ヲ分チテ尋常高等ノ二種トシ、本郡ノ如キハ三高等小学ヲ指定セラレタリ、抑モ本郡ノ地勢タルヤ南北ニ窄ク東西ニ長ク距離隔絶セルノミナラス、東北部ノ如キハ山脈相連リ幼童ノ通学ニ便ナラス、是レ三校ヲ指定セラレシ所以ナランカ、然ルニ或ル論者ハ単ニ経済ノ一点ヨリ觀察ヲ下シ寧ロ一校ニシテ其盛大ヲ謀ルニ若カスト、之レ一理ナキニシモアラス、然レトモ地形上ヨリ通学ノ便否如何ヲ察スレハ、三校尚ホ寡少トスルノ憾ナキ能ハス、況ンヤ一校ヲヤ凡ソ一利アレハ一害之レニ伴フハ世ノ免カレサル通患ニシテ、苟モ斯道ノ隆盛普及ヲ図ラント欲セハ宜シク利ノ大キニ就キ之ヲ計画セスンハアル可ラス

23

熟々議案ヲ捧読スルニ教育ノ事、殖産ノ業、素ヨリ目下ノ大勢ニ於テ措ク可ラルノ急務ニ出ツ、然レトモ退テ民間ノ經濟察スレハ尚ホ是レ衰弊ニ属シ未タ恢復ノ緒ニ就ク能ハス、殊ニ本年度ハ事業創始ニ係リ殆ント三千有余円ノ巨額ヲ支弁セントスルハ我々ノ最モ懸念スル所ナリ、依テ能ク利害得喪ノ存スル所以ヲ講究シ正論直議苟クモ議員タルノ本分ヲ尽サンコトヲ期スルノミ、閣下幸ニ諒鑑アラントヲ茲ニ衆員ニ代リ奉答ス

○第十七番（河田盤次郎） 高等学校ヲ第一第二三分タレタル所以ハ如何

○番外郡書記（伊勢良量） 只校名ヲ附シタルノミ

○第十七番（河田盤次郎） 然ラハ教師ノ給料カ其校々ニ依リ色々ニ分テアルハ如何

○番外郡書記（伊勢良量） 創業ノ場合ニ際シ、三校共ニ一時ニ隆盛ヲ謀ラントスルハ困難ナリ、故ニ十分ノ事ハ出来サルニモセヨ、第一ノ方ハ稍ヤ完全ニ傾カシメン為メ斯ノ如ク他校ニ比シテ少ラクヤ増減セリ、是レ畢竟今日民間ノ經濟如何ヲ顧ミタル所ナレド、孰レ三校トモ往々ハ必ラスヤ盛大ヲ期スルノ計画ナリ、サレハ只今ノ間ハ単ニ經濟ノ一点ヨリ来リシモノト承知セラレヨ
高木悦太郎は欠席。二十二番は林小參から梅村善三郎に交代した。

26

『愛知県統計書』明治二十一年、二十二年には高等科の学校数が「三」と記されている。瀬戸では明治二十二年に瀬戸村外八か村（八白、新居、印場、水野、下品野、上品野、掛川、赤津）立高等小学校が設置されたと『東明小学校百年誌』（瀬戸市立東明小学校、

- 一九七五年）四五頁には記されており、統計と若干のずれがある。
- この二二名のうち、河村を含めた一一名は、明治二十年度の決議において高木を支持していた。彼ら全員が、本当に二十一年度に残り二校を設置することを考えていたのか、疑わしいところがある。
- 『春日井市史』三六五（図五一―一四）、四四四（表一―二〇）、五二二（表四―一〇）頁。
- 『春日井市史』三七〇頁（表五―三〇）。
- 『春日井市史』三七二頁。
- 『愛知県の歴史』二七五頁。
- 『瀬戸市史 下』三六―三七頁。
- 今後、学齢児童つまり尋常小学校に通うべき子どもは児童、高等小学校に通う子どもは生徒と表記を分ける。分ける必要のない場合は単に子どもと表記することとする。
- 『春日井市史』五二二頁。
- 『春日井市史』四一四―四一五頁。
- 『春日井市史』三八五頁。
- 『明治廿四年十月廿八日 震災ニ罹ル進達及被害人民ヨリ届出書類綴』東春日井郡勝川村役場 明治二十四年 勝川村役場（春日井市教育委員会所蔵）これより「震災ニ罹ル進達及被害人民ヨリ届出書類綴」とのみ表記することとする。この資料には人名としては損害を受けた戸主しか記されていないので、被害のなかったところについては記録がない。なお、『春日井市史』（三七五―三七七頁）には春日井地域の半数近くが損害を受けたとある。また勝川村の死傷者はなく、民家の損害が百九十六（全潰、半潰、破損の合計）とあるので、ここで示した戸数は全体の半分ほどだと考える。
- 春日井市教育委員会所蔵資料。
- 『就学猶予申請』（明治廿九年「申請進達綴」勝川町役場）（春日井市教育委員会所蔵）この資料に九四名もの児童氏名が名簿となつて書かれているが、夏の水害により大勢の出願者を生んだと考えられる。
- 『愛知県教育史 第三卷』五六三頁。
- 『愛知県教育史 第三卷』五二六頁。

42

くらは明治九年十一月三日生、むらは明治十二年八月廿八日生との記載がある。

43

『愛知県統計書』明治二十一年より算出。

44

『愛知県統計書』明治二十一年。

45

『通常明治二十一年度 東春日井郡外百九ヶ村聯合村会議録』（瀬戸市歴史民俗資料館所蔵資料）における質疑応答のなかで番外郡書記伊勢が「授業料ハ三十銭ヨリ十銭ニ至ルマテ増減スルコトヲ得ルモノニテ現今ニ於テモ事情ヲ酌量シテ寛減スル者ハ已ニアル所ナリ」と述べている。

46

『愛知県教育史 第三卷』五七五～五七七頁。

The demand for education in the middle of Meiji era

HAMADA Aoi

Abstract

In recent years, history-of-education research of the Meiji term is targeting the community and solving the relation between a school and people. Now, the research for Aichi Prefecture is developing. So, I try to solve the actual conditions in Higashikasugai country in early the Meiji 20s. It shows an unusual transition in the school attendance rate. The statistics document, the minutes and the application which are kept in the prefecture were mainly used in this paper.

The school attendance rate in Higashikasugai country had kept minimum level until the first half of Meiji 10s and approached the average in Owari in Meiji 16-17(1883-1884). After that, it decreased again. The reasons were Matsukata deflation, impoverishment and the fall of the people's concern about education. In addition, I represent that education service didn't develop since influential persons were not able to do agreement.

In union village meeting of the country in Meiji 20-21, the members argued about establishment of higher elementary schools, that Aichi Prefecture instructed to establish three schools. At first, some insisted they need three in order to spread education. Others insisted they need only one for expense reduction. In Meiji 20(1887), they decided to found one school because of the people's distress. Next year, they decided to found the others although the people were still poor. That is to say, they agreed to establish three schools in all in Meiji 21(1888). The reason was that there were some people who desired education in a higher elementary school. For instance, the people of Komaki-mura offered contribution. And the material shows that child whose parents were poor or who was a girl went to a higher elementary school. These made the members change their opinion.

The number of students increased steadily after that. On the other hand, so did the number of the students in a simple class elementary school because there were those who didn't understand the importance of the education of girls and some children mainly had to work.

Thus, the opinions on education were divided in two because the members of the meeting had just begun efforts for educational spread.